

関市ソーシャルビジネス支援助成金 募集要項

1 目的

市民が地域で豊かに生活できる地域づくりを支援することを目的として、市内において、地域の社会的課題の解決や地域の活性化を図るソーシャルビジネス事業に対して支援（助成金の交付）をします。

2 対象となる事業団体

法人（民間企業、NPO 法人等）、任意団体、個人事業主（当該事業に直接従事する従業員等（個人事業主本人及び個人事業主と生計を一にする家族を除く。）を1名以上雇用している者に限る。）などで、次のうち（1）または（2）に該当し、（3）を満たす、申請年度の翌年度の3月31日以降も継続した運営が行われる団体。

- （1） 市内において現に事業を行い、新たなソーシャルビジネスの計画を有していること。
- （2） 市内においてソーシャルビジネスに係る起業を申請年度の翌年度内に行う予定であること。
- （3） 定款、会則その他の規程等を定めていること。

【留意事項】

次の団体は、助成金の対象とはなりません。

- ・ 法令、条例等に違反する活動をしている団体
- ・ 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしている団体
- ・ 宗教的活動又は政治的活動をしている団体
- ・ 未成年の者のみで構成された団体
- ・ 集団的又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の構成員が加入する団体
- ・ 市税、水道料金、下水道使用料その他の本市に納付すべき歳入金を滞納していないこと
- ・ その他市長が適切でないと認める団体

3 対象事業

(1) 子育て、福祉、環境、まちづくりその他の市が抱える地域の社会的課題を解決し、又は地域の活性化を図る事業であること。

(2) 市内で行う事業で、申請年度の翌年度内に完了できるものであること。

具体例：以下の表を参照

分野	事例
1 地域活性化及びまちづくり	地域ブランド商品の開発及び販路開拓、商店街等の空き店舗の利活用等
2 保健、医療及び福祉	買い物弱者向けの移動販売及び宅配サービス、シニア世代の閉じこもり対策としての居場所づくり、障がい者の就労支援及び職業訓練等
3 女性の就労支援及び子育て支援	子育て世代のスキル向上及び企業とのマッチング業務、託児サービス付きのコミュニティカフェ等
4 教育、人材育成、創業及び経営支援	不登校児童のための学習支援、就業体験による引きこもり就業支援、中小企業等の支援等
5 環境保全及び保護	森林バイオマス、水力発電等の利用促進、自然資源を活用したエコツーリズム等
6 その他	その他市長が必要と認める事業

【留意事項】

次の事業は、助成金の対象とはなりません。

- ・ 関市から他の補助金や交付金を受ける事業
- ・ 関市の公共施設に係る使用料の減免を受ける事業
- ・ 団体を構成する者のみを対象とする事業（広く公益性が認められる場合を除く）
- ・ 宗教及び神事に関連する事業

次の経費は助成金の対象外となります。

- ・ 団体の維持運営に係る費用
- ・ 団体内部の会員に対する謝礼、旅費及び食料費
- ・ 記念品、グッズ、景品など無償配布物の製作や購入費用
- ・ データ作成、HP 作成等の更新費
- ・ 備品購入費の総額は、助成対象事業費の3分の1以内。
- ・ 改修費の総額は、助成対象事業費の3分の1以内。

4 助成金額

助成対象：事業費の2分の1

助成上限額：1年目：70万円

2年目：50万円

3年目：30万円

※助成金の交付は書類審査及びプレゼンテーション審査により決定

5 助成金の交付

1年度につき1団体1事業で、同一事業での申請は、通算して3回を限度とし、かつ、連続した年度に限るものとする。

6 助成金の公募

市広報、ホームページ等により広く募集します。

7 申請

2月から3月までの期間に年1回公募して申請を受けます。

<提出書類>

交付申請書、事業計画書、収支予算書、団体調書、役員名簿、定款・会則その他の規定等の写し、その他団体の活動を示す資料等

8 審査

審査会：「関市ソーシャルビジネス支援助成金審査会」

審査員：学識経験者など市長が必要と認める者

- ① 審査会は、おおむね4月（年1回）に開催します。
- ② 審査会は公開とします。
- ③ 助成事業の審査にあたり、関係団体から説明（プレゼンテーション）をお願いします。

<審査基準>

- ・社会的課題の解決策の有効性
- ・事業の実現性及び継続性
- ・ビジネスモデルの新規性
- ・団体体制の堅固さ 等

※連続した年度ごとに、審査会の出席が必要です。

9 交付決定

- ①審査会の審議結果等により、助成金の交付を決定します。
 - ②「関市ソーシャルビジネス支援助成金交付決定通知書」により団体へ助成金の交付の決定を通知します。
- ※ 市の予算や審査の結果によって、申請どおりの補助額とならない場合があります。

10 事業の実施

- ・ 事業計画書のとおり事業を実施してください。
- ・ 助成金の交付決定を受けた年度末（3月31日）までに事業を完了してください。
- ・ 申請時の事業内容から大幅な変更（事業費の30%を超える変更）が生じる場合は、変更申請が必要です。

- ・ 事業費が減額した場合→助成金の減額が生ずる場合があります。
- ・ 事業費が増額した場合→助成金の増額変更は行いません。

11 概算払い

交付決定額の7割を上限に概算払いを受けることができます。
概算払いを受ける場合は、請求書を提出してください。

12 事業の完了報告

助成事業が完了した日の1ヶ月後の日又は交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

<提出書類>

実績報告書、事業報告書、収支決算書、会計証拠書類（支払明細書や領収書等の写し）、活動状況を示す資料（写真や新聞記事など）

13 助成金の確定

- ① 団体から提出された実績報告書により、事業の効果や助成金の対象事業費を精査し、助成金額を確定します。
- ② 助成金の確定額は、「関市ソーシャルビジネス支援助成金確定通知書」により団体へ通知します。

14 交付請求、精算

団体は、助成金の確定通知書を受領してから14日以内に助成金の交付請求書を提出してください。

また、助成金の確定額が概算払い額より減少した場合は、市へ助成金の一部を返還してください。

15 事業の監査

収入、支払等の帳簿、証拠書類、成果品、事業の成果等を監査します。

16 住民への公表

- ① 助成金の活用実績は、市広報、ホームページに掲載し公表します。
- ② 最終年度は助成金活動報告会にご出席いただき、広く市民に活動内容の報告をお願いします。

17 注意事項

- 本助成金は、やむを得ない事情がない限り、3年間継続しなければなりません。継続できなかった場合、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を求め場合があります。
- 事業監査の際に、通帳の写しを求める場合があります。